

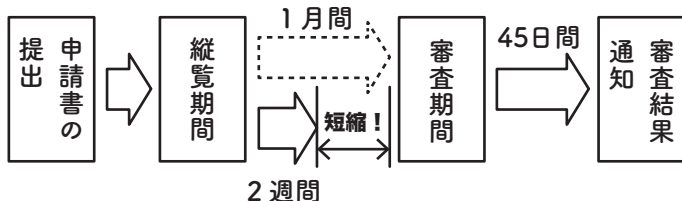
R2年  
NPO法

## 法改正による変更点

これでマスター！ポイント解説

R3年  
6/9  
施行

## 01 設立の迅速化



- 縦覧期間 1か月 → 2週間
- 申請受理から審査結果通知まで 2か月半 → 2か月
- 市報公告 → インターネット等による公表

## 02 個人情報保護の強化

名簿	
名前	住所

縦覧・閲覧時の「役員名簿」「社員名簿」の住所等が公表の対象から除外になります。

**法人の皆様へ** 所轄庁への提出時にはマスクの必要はありません。

住所等の公表等の対象除外となる文書

- 設立認証申請時に所轄庁が縦覧させる「役員名簿」
- 所轄庁が閲覧・謄写させる「役員名簿」「社員名簿」
- 認定・指定 NPO 法人等が閲覧させる「役員名簿」「社員名簿」

## 03 押印廃止の実施



内閣府令等に基づき、申請書・届出書等の本市規則様式、書式例等の押印について、廃止します。

**法人の皆様へ**

押印・署名を廃止した申請書などへの記入は「記名のみ」となります。記名とは、印刷やゴム印、スタンプの他、自筆も含まれます。なお、旧様式の使用、押印があっても受理対象となります。

所轄庁に提出する文書で押印継続となる文書

- 誓約及び就任承諾書
- 委任状
- 総会議事録
- その他、他の公的機関、法人で定める文書

## 04 提出書類の削減（認定・指定 NPO 法人）



- 「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類：**提出不要**
- 「役員報酬規定」「職員給与規定」が既提出で内容に変更がない場合：**提出不要**
- 役員等に対する報酬等の状況を記載した書類：**新たに毎事業年度提出を義務付け**